

外来生物法の施行状況等を踏まえた論点の整理について（案）

(1) 特定外来生物の選定

【現状】

- 特定外来生物の指定は 105 種類。第二次指定（別途セイヨウオオマルハナバチの指定）（計 86 種類の指定）後、未判定外来生物の輸入に伴う特定外来生物を 5 回にわたって指定。
- 未指定であるが侵略性が高いことが危惧されるスパルティナ属等の定着を 2 地域で確認。

【課題と検討の方向性】

侵略性が高く、我が国の生態系等に被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来種をリストアップする外来種ブラックリスト（仮称）を策定すること等を通じて、特定外来生物への追加指定を含め、対策が必要な外来種について整理する必要がある。

(2) 飼養等許可の現状と課題

【現状】

- 生業の維持のために許可されている飼養等については、微減傾向にあるが、大きな変動はない。種指定に伴い代替種の利用が進展している状況も見られるが、在来種であっても無秩序な利用には遺伝的攪乱のおそれが指摘されている。
- セイヨウオオマルハナバチ等の飼養においては一部不適切な管理が確認されている。
- 特定外来生物の違反事例は近年、減少傾向。

【課題と検討の方向性】

セイヨウオオマルハナバチ等の飼養管理については引き続き指導監督を強化する必要がある。特定外来生物の指定に伴う代替の在来種等の利用について留意すべき事項を整理する必要がある。

(3) 輸入規制、水際対策、非意図的な導入対策

【現状】

- 意図的な導入については、税関、植物検疫、動物検疫等の協力により、輸入規制の効果は上がっている。
- 非意図的な導入対策については、モニタリング等により早期発見に努めているものの、アルゼンチンアリ等の侵入や分布拡大が見られる。

【課題と検討の方向性】

モニタリングの強化等により侵入初期の外来種の早期発見に今後とも努める必要がある。非意図的な導入対策に関して、水際で確認された外来種への迅速な対応を含む効果的な制度のあり方について検討する必要がある。

(4) 国による防除の実施、防除に係る確認・認定

【現状】

- 環境省では、保護地域等における防除を優先的に推進。希少種の回復など、一定の効果は見られるものの、根絶等の目標達成には至っていない。
- 広域に定着する外来種については、モデル事業により防除マニュアルを作成し、公開しているが、多くの外来種において分布の拡大を阻止するなどの封じ込めは実現できていない。

【課題と検討の方向性】

環境省で実施する防除の優先度の考え方を整理し、それを踏まえた短期、中長期的な防除対象種とその防除目標を明確にする必要がある。また、防除にあたっては、費用対効果も含めて、最適な防除手法に見直していく必要がある。広域に定着している外来種については、地方公共団体等への効果的な支援、連携のあり方を検討する必要がある。

(5) 国内由来の（国内の他の地域から導入された）外来種対策の現状と課題

【現状】

- 自然公園法及び自然環境保全法の一部改正により動植物の放出等の規制を強化している。
- 地方公共団体による国内由来の外来種も含む条例等の規制、独自リストの策定にも一定の進展が見られる。

【課題と検討の方向性】

対策が求められる国内由来の外来種について整理し、既存制度等を活用した対策の促進方法を検討する必要がある。（外来種ブラックリスト（仮称）では、国内由来の外来種も対象に含める方向で検討している。）

(6) 調査研究、普及啓発、各主体の協力と参画

【現状】

- 調査研究は進展しているものの、防除手法及び分布拡大等の予測評価手法等の研究開発については更なる進展が期待される。
- 外来種対策に関する普及啓発は進展しているものの、外来種の防除に対する地域住民などの理解や協力が得られない場合もある。

○企業や団体等においては、一部で外来種対策を実施する例はあるものの、社会全体への浸透には至っていない。

【課題と検討の方向性】

各主体における外来種対策に関する行動の指針を明らかにした、外来種被害防止行動計画（仮称）の策定を検討しているが、効果的な普及啓発の方法について検討する必要がある。

※外来種被害防止行動計画（仮称）について

愛知目標を踏まえ、2020年までの特定外来生物も含めた外来種全般に関する中期的な総合戦略として、国・地方公共団体・民間団体等の役割、防除における優先度の考え方、非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の考え方などを整理し、外来種対策の実施方針を明らかにすることを想定。平成25年度を目途に環境省において策定予定。

※外来種ブラックリスト（仮称）について

愛知目標を踏まえ、特定外来生物の指定種のみならず、現時点で法規制のない種類も含めて、特に侵略性が高く、我が国の生態系等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれのある外来種をリスト化し、最新の定着状況や我が国における具体的な対策の方向性等についての情報をわかりやすく示すことを想定。平成25年度を目途に環境省において策定予定。